

前橋市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（議案  
第26号）

行政管理課

1 制定の理由

地方自治法の改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定める。

2 内容

- (1) 市長等は、市長等の市に対する損害賠償責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が損害賠償責任を負う額から、(2)の地方自治法の規定により条例で定める額を控除して得た額について免れる。
- (2) 地方自治法の規定により条例で定める額は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与の一会計年度当たりの額に、次の市長等の区分に応じそれぞれ定める数を乗じて得た額とする。

区 分	給与の一会計年度当たりの額に乗じる数
ア 市長	6
イ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
ウ 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者	2
エ 市の職員（イ及びウの職員を除く。）	1

3 施行期日

令和2年4月1日